

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

令和5年3月1日
厚生労働省
職業安定局障害者雇用対策課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年1月19日（木）から同年1月25日（水）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	それぞれの業種でできる範囲で雇用しているものであり、除外率を引き下げる必要はなく、更に障害者雇用を推進するための補助金や助成を行うべき。	除外率については、平成14年の法改正により、ノーマライゼーションの観点から本則上廃止され、附則において、段階的に縮小することとされています。 除外率設定業種に対しては、障害者雇用モデルの構築や、その事例の横展開等を進めることに加え、令和4年の法改正により創設される、雇入れに必要な一連の雇用管理に対する相談援助の助成金において、上乘せを行うなど、今般の引下げにあわせ集中的な支援を行うことを検討しています。